

機関番号：	14403
研究種目：	基盤研究 (B)
研究期間：	2007 ～ 2010
課題番号：	19330173
研究課題名 (和文)	児童自立支援施設所蔵資料の分析による少年教護法成立経緯に関する研究
研究課題名 (英文)	The Historical Research on the proposal and deliberation of "Shounen Kyougo Houan" (Juvenile Education and Protection Bill) in the Imperial Diet
研究代表者	
	二井 仁美 (NII HITOMI)
	大阪教育大学・教育学部・教授
	研究者番号：50221974

研究成果の概要 (和文)：

本研究は、「不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を対象とする児童自立支援施設の歴史に関する基礎的研究である。とくに1933年の第64回帝国議会に提出され審議された少年教護法案に焦点をあてている。同法案は、感化院関係者がみずからの手で準備し、議員によって提出されたものであり、本研究では、同法案がいかんして成立したかについて、児童自立支援施設所蔵史料によって解明した。

研究成果の概要 (英文)：

We investigate the history of the children's self-reliance support facility, that shall be a facility intended for admitting children who have committed, or are likely to commit, delinquencies and other children in need of daily life guidance, etc. due to their family environment or other environmental reasons or having those children commute there from their guardians. We especially focus on the proposal and deliberation of "Shounen Kyougo Houan"(Juvenile Education and Protection Bill) in the 64th Imperial Diet in 1933. This bill was prepared by the heads of the Kankain (the reform schools) and introduced into Parliament. We discuss how this bill was pass by the archives of the children's self-reliance support facilities.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2008年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2009年度	3,300,000	990,000	4,290,000
2010年度	3,300,000	990,000	4,290,000
年度			
総計	14,800,000	4,440,000	19,240,000

研究分野： 感化教育史

科研費の分科・細目： 教育学・教育学 (教育史)

キーワード： 少年教護法・愛知以西二府十六県感化院長会議常設委員・武田慎治郎・池田千年・田中藤左衛門・熊野隆治・感化法改正期成同盟

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」(児童福祉法)を対象とする児童自立支援施設の通史的

把握をめざす基礎的研究の一環である。同施設は、感化院・少年教護院・教護院と名称を変えながらも、生活指導を要する児童を対象として最初に法制化された施設であるにも拘わらず、小舎夫婦制や鑑別などこの施設での教育の歴史

的特質やその成果は、いまだ学術的に検証されているとは言い難い。とりわけ、感化院関係者の主体的運動によって成立したとされ、少年の鑑別制度、院外での少年教護委員制度の導入を実現した少年教護法についても、一次資料に基づく基礎的な研究は行われていない。

少年教護法(昭和8年法律55号)は、第64回帝国議会において、広島県選出代議士荒川五郎他66名の議員が提出した法案に修正を加えて成立した。法案の作成、同法の成立に関しては、『少年教護法制定顛末録』(1935年刊)において、感化院関係者が結成した感化法改正期成同盟の果たした役割が強調されている。森田明「昭和八年少年教護法の成立とその周辺」(『現代立憲主義の展開』1993年)、藤原正範「児童自立支援施設—その歴史から考える—」(『児童自立支援施設の可能性』2004年)をはじめ先行研究において、法案作成と議会での可決には、武田塾創設者武田慎治郎、兵庫県立土山学園長池田千年、京都府立洪陽学校長田中藤左右衛門、大阪府立修徳学院長熊野隆治等、三田一野会と言われる4人の感化院関係者の働きが大きかったことが指摘されてきた。

しかし、既往の研究では、推論に基づく評価や事実認識の誤りも多くみられ、少年教護法の成立経緯、とりわけ感化院関係者の具体的な働き、感化法改正期成同盟が果たした具体的な機能については不明であった。

その要因は、既往の研究が1次資料の検討によるものではなく、当事者自身によってまとめられた2次資料や関係者の回想録などを典拠にしたものだったためである。そうした状況の克服のためには、各地の児童自立支援施設をはじめとする児童福祉施設において未整理状態のままにある基礎史料の発掘・整理が必要であった。

2. 研究の目的

本研究は、少年教護法案の草案作成から法の成立において重要な役割を果たした感化院関係者と感化法改正期成同盟の働きに焦点をあてながら、児童自立支援施設に所蔵される史料の分析も含め、少年教護法の成立経緯を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

少年教護法案の作成および制定にかかわった感化院長田中藤左右衛門、池田千年、武田慎治郎、熊野隆治が所属した感化院関係文書を継承する児童自立支援施設(京都府立洪陽学校、兵庫県立明石学園、大阪府立修徳学院)や児童養護施設武田塾等の児童福祉施設において、各施設が所蔵する未整理資料群を調査・整理し、それらの資料から少年教護法成立経緯に関する文書群に焦点をあて、感化院の実態との関係のなかで少年教護法の成立経緯を検討した。

4. 研究成果

(1) 児童自立支援施設等が所蔵する未整理文書群の整理と資料集の作成

兵庫県立明石学園、京都府立洪陽学校、大阪府立修徳学院、静岡県立三方原学園、国立武蔵野学院、社会福祉法人武田塾、同東京家庭学校および北海道家庭学校等において、各施設が所蔵する史料の調査を実施し、未整理状態にある施設については所蔵目録を作成のうえ、少年教護法成立時期における重要歴史文書の影印本資料集および翻刻資料集を作成した。

具体的には、『少年教護時報』、「昭和七年末武田蔵書奮闘録期成同盟会書類」、「日誌 感化法改正期成同盟」、「感化法改正運動日誌」、「感化法改正期成同盟会宛 照会回答綴」、「少年教護法案関係電報」等、少年教護法関係史料を撮影し、影印本『修徳学院所蔵資料』1~30、『武田塾所蔵資料』1~4、『明石学園所蔵資料』1~3、『京都府立洪陽学校所蔵資料』1~6、『三方原学園所蔵資料』1~9の資料集を作成した。

また、各地の児童自立支援施設、児童福祉施設等が所蔵する感化院および少年教護時代の刊行物で、一般に入手が困難な文献を中心に翻刻資料集『子どもの人権問題資料集成 戦前編 子どもの保護教育1~3』を編集刊行した。

以上の作業のうち、兵庫県立明石学園における未整理資料の整理および当該資料を用いた調査研究に対しては、同学園創立100周年記念式典に際して、兵庫県知事感謝状が授与された。また、明石学園創立百周年記念式典、大阪府立修徳学院創立100周年記念式典、国立武蔵野学院創立90年式典、東京家庭学校創立110周年式典の記念講演において、研究成果を広く資料所蔵者および児童福祉関係者に紹介する機会を得たとともに、2009年度北海道家庭学校職員研修においても資料整理および研究成果を報告する機会を与えられた。このうち、大阪府立修徳学院創立90周年記念講演については、講演記録がDVD化されるとともに記念誌にその記録が掲載された。

(2) 少年教護法成立経緯の検討

児童自立支援施設等が所蔵する少年教護法成立経緯に関する資料群の分析から、以下の成果を得た。

第一に、少年教護法案の成立から議会提出にいたる経緯を検討し、具体的には『少年教護法制定顛末』が「秘史」とした感化法改正期成同

盟会結成以前における感化院長らの具体的な行動と、荒川五郎の法案提出承諾の経緯、愛知以西二府十六県感化院長会議常設委員(以下「常設委員」)が作成した「少年教護法案私案」が帝国議会に提出される少年教護法案であることの確認とその資料的性格、「少年教護法案私案」を全国の感化院長の「総意」としての少年教護法案とする過程を明らかにした。

すなわち、先行研究(森田 2005)は、内務大臣は、1930年3月「感化法発布三十年に際して」と題したラジオ講演において「感化法全面改正の方向を明確にさし示す発言を行っている」と評価したが、本研究(石原学会発表②)では「感化教育会総会やラジオ講演の記録から読み取れるのは、感化法発布三十年記念を目前にしながらか感化法改正への意欲を示さない、内務大臣や内務省社会局の感化法改正への消極性」であることを明らかにし、さらに、1926年9月、「不良少年漸増ノ現況ニ鑑ミ感化法改正ノ必要アリ」として意見を求めた内務大臣浜口雄幸の諮問に対して、翌1927年6月、社会事業調査会が答申した「改正感化法案要綱」について、「提出された『少年教護法案』の内容は、二、三の制度的・財政的な教護院の強化事項を除けば」「その骨格において概ね変わるところはない」「殆ど正式の法案と呼んでも遜色のない体裁を整えた」(森田 2005)とする過大な評価に対して、その「言い過ぎ」を指摘した。そのうえで、愛知以西二府十六県感化院長協議会に設置された常設委員は、広島県の感化院長平原唯順を介して、広島県選出荒川五郎へ働きかけ議員立法への道筋が用意された過程と、常設委員らが準備した「少年教護法私案」が「私案」として公表された経緯、挙国一致内閣成立を法案提出の好機とみた荒川の「決意」とそれに関わる常設委員を含む全国の感化院長らの法案上程にいたる動きを明らかにした(石原学会発表②)。

第二に、感化院関係者は、感化院の状態に対して、いかなる問題意識を抱き、感化法改正にどのような期待をもって関与したのか、またかれらの希望の何がどのように実現しあるいは実現しなかったのか、法案審議過程において、個々の感化院関係者と荒川はどのように行動しいかなる役割を果たしたか、また感化法改正期成同盟とはいかなる組織であったかについて、少年教護法案審議期間中に記された文書や関係者間で交わされた電報などの分析により検討した。

すなわち、感化院関係者は、感化院において、苦慮する事例に対して、早期発見と児童の鑑別、退院生の保護等の対応が必要と考え、感化法改正によりそれらの制度整備を模索し「少年教護法私案」に反映させ、それを衆議院議員荒川五郎に托した。同案をもとに帝国議会に上程さ

れた少年教護法案の成立に向けて、荒川は、感化院関係者、とくに武田慎治郎に、議会外での運動のあり方について具体的方策を示すとともに、法案内容については感化院関係者の意向を確認し議会での説明資料を求めつつ議会に臨んだ。武田は、全国の感化院関係者に働きかけるとともに、常設委員をはじめとする各地の感化院長が東京に出向き、議会審議期間中の運動を行った。彼らの運動には滞在費や印刷費等の経費が必要であり、感化法改正期成同盟の結成により、全国の感化院関係者が法案成立に向けて資金を準備した(二井学会発表③)。

第三に、少年教護法案の内容について、法案段階から成立にいたる過程における変遷を検討し、常設委員を中心とする感化院関係者が感化院における実践的課題に根ざした法案を作成したにもかかわらず議会での修正を余儀なくされたこと、修正を池田は「こそくの改正」と捉えたことを明らかにした。

すなわち、少年教護院の入所対象者に関する規定、児童鑑別のあり方、少年教護委員等に関わって、少年法を所管する司法省との関係において、法案の修正が衆議院および貴族院の両議会で迫られ、会期内の法案成立のために譲歩が強いられたのである。それを「こそくの改正」と称した池田千年の言葉は、法案準備を進めてきた感化院関係者の思いと法律の性質を象徴するものであったといえる(山崎学会発表④)。

以上の研究成果は、関係資料の調査と閲覧を許可された修徳学院、明石学園、武蔵野学院、北海道家庭学校、東京家庭学校等の児童福祉施設において紹介するとともに、社会事業史学会第12回大会で口頭発表を行い、また修徳学院創立百年記念誌には共同執筆によりその概要を発表した(図書⑩、その他②～⑤)。

これらの研究発表に対して、淑徳大学長谷川仏教文化研究所より、「感化教育史研究の到達点と今後の課題」座談会への出席を求められ、それぞれの成果を報告した(その他①)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 二井 仁美、書評りぷらい『留岡幸助と家庭学校 近代日本感化教育史序説』、社会福祉学、査読無、51巻3号、2010、264-266
- ② 石原 剛志、「現代の貧困」としての被虐待児童の自立困難と発達保障の課題:自立援助ホームの取り組みから考える、中部教育学会紀要、査読無、10号、2010、33-43

- ③ 二井 仁美、家庭学校史再考、非行問題、査読無、215、2009、4-25

[学会発表] (計6件)

- ① 二井 仁美、少年教護法成立(昭和8年法律55号)成立過程の研究、教育史学会、2011年10月9日、東京
- ② 石原 剛志、少年教護法成立経緯に関する研究 一少年教護法案作成・提出過程における感化院長の行動と役割一、社会事業史学会、2010年5月8日、兵庫
- ③ 二井 仁美、少年教護法成立経緯に関する研究 一少年教護法案審議期間中における感化院関係者の働き一、社会事業史学会、2010年5月8日、兵庫
- ④ 山崎 由可里、少年教護法成立経緯に関する研究 一法案内容の変遷に着目して一、社会事業史学会、2010年5月8日、兵庫
- ⑤ 石原 剛志、総力体制下における児童保護事業の児童観一「新体制」をめぐる論争と戦後への継承性の検討一、社会事業史学会、2009年5月9日、東京
- ⑥ 石原 剛志、少年教護成立過程における愛知以西二府十六県感化院長会議常設委員の行動と役割、東京社会福祉史研究会、2008年7月29日、東京

[図書] (計10件)

- ① 石原 剛志・二井 仁美・山崎 由可里編、私家版、三方原学園所蔵資料 1~9、2011、4000
- ② 二井 仁美、不二出版、留岡幸助と家庭学校 近代日本感化教育史研究序説、2010、380、
- ③ 山崎 由可里、旬報社、特別支援教育大事典、2010、120・170・455・643・716
- ④ 二井 仁美編、不二出版『子どもの人権問題資料集 戦前編 第4~6巻 子どもの保護教育』、2009、428、346、356
- ⑤ 石原 剛志、二井 仁美、山崎 由可里編、私家版、京都府立淇陽学校所蔵資料 1~6、2009、1200

- ⑥ 石原 剛志、二井 仁美、山崎 由可里編、私家版、明石学園所蔵資料 1~3、2009、860

- ⑦ 石原 剛志、二井 仁美、山崎 由可里編、私家版、修徳学院所蔵資料 1~30、2008、12000

- ⑧ 石原 剛志、二井 仁美、山崎 由可里編、私家版、武田塾所蔵資料 1~4、2007、900

- ⑨ 山崎 由可里、ミネルヴァ書房、幼児期・学齢期に発達障害のある子どもを支援する、2009、2-14

- ⑩ 石原 剛志、二井 仁美、山崎 由可里著、大阪府立修徳学院、大阪府立修徳学院創立100年記念誌、2008、140-178

[その他] 当該課題に関する依頼講演等(計7件) 表彰(計1件)

- ① 石原 剛志、二井 仁美、山崎 由可里、長沼 友兄、藤原 正範、「感化教育史研究の到達点と今後の課題」座談会、淑徳大学長谷川仏教文化研究所主催、2011年3月2日、場所:アルカディア市ヶ谷

- ② 二井仁美、兵庫県立明石学園創立100周年記念式典講演(研究成果に関する依頼講演)「明石学園創立百周年に寄せて一初代早崎春香園長先生と第二代池田千年園長先生に学ぶ」2009年10月31日、場所:兵庫県立明石学園

- ③ 二井仁美、兵庫県知事感謝状授与(兵庫県立明石学園所蔵資料を用いた調査研究に対する表彰)、2009年10月31日、兵庫県立明石学園創立100周年記念式典

- ④ 二井仁美、国立武蔵野学院創立90周年式典記念講演(研究成果に関する依頼講演)「児童自立支援施設の歴史における国立武蔵野学院の意義と役割」2009年9月18日、場所:国立武蔵野学院

- ⑤ 二井仁美、大阪府立修徳学院創立100周年式典記念講演(研究成果に関する依頼講演)「大阪府立修徳学院100年の歴史を振り返って」2008年1月26日、場所:大阪府立修徳学院 他3件

6. 研究組織

- (1) 研究代表者 二井仁美

(NII HITOMI)
大阪教育大学・教育学部・教授
研究者番号：50221974

(2) 研究分担者 山崎由可里
(YAMASAKI YUKARI)
和歌山大学・教育学部・教授
研究者番号：60322210

(3) 研究分担者 石原剛志
(ISHIHARA TSUYOSHI)
静岡大学・教育学部・准教授
研究者番号：10340043